

生駒市消防本部訓令甲第1号

生駒市消防職員の勤務時間等の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

生駒市消防長 秋吉 基秀

生駒市消防職員の勤務時間等の基準に関する規程の一部を改正する訓令
生駒市消防職員の勤務時間等の基準に関する規程（平成11年4月生駒市消防本部訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第2号中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第6条第1項中「午後零時45分」を「午後1時」に改め、同条第2項中「午後零時45分」を「午後1時」に、「午後6時15分」を「午後6時30分」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。